

議案第2号

庁舎問題検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び室戸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年11月13日提出

提出者 室戸市議会議員

久保田 浩

賛成者 //

山本 賢 誓

// //

竹中 真 智 子

室戸市議会議長 町 田 又 一 様

## 議案第 2 号

### 庁舎問題検討特別委員会の設置について

庁舎問題に関しては、本年 5 月以降、議会において、あるいは議員協議会において多くの議論がなされてきたところである。

しかし、大事な結論は、市長の先延ばし姿勢により、住民投票から長き時間が経った今でも先送り状態にある。

市民の多くも現在の状況は望んでいなく、住民投票された方々の多くの庁舎移転建替えに反対する意見、議会においても移転建替えに反対する議員が多数を占めるなか、かたくなに移転建替えに傾注する市長の姿勢は理解不能である。

庁舎の移転建替えか、現庁舎の耐震改修かの選択は、議会の議決事項であるので、早期の結論を導き出すような取り組みが必要であると考えます。

以上により、下記のとおり庁舎問題検討特別委員会の設置を提案する。

#### 記

1. 本議会に「庁舎問題検討特別委員会」を設置し、8人の委員をもって構成する。
2. 本議会は、上記特別委員会に対し、次の事項を付託する。
  - (1) 庁舎の耐震改修及び移転建替え計画に関する調査、検討に関すること
  - (2) 庁舎の耐震改修及び移転建替えに必要な財源についての比較、検討に関すること。
3. 庁舎問題検討特別委員会の調査事項については、議会閉会中の継続審査とし、庁舎問題が結論に至るまで存続するものとする。